

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 19 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第 8 報）

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 7 報）」（令和 2 年 5 月 27 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）でお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を行いつつ、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、上記事務連絡でお示している取扱いを当面の間継続するとともに、別添のとおり障害福祉サービス等報酬を算定する柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡のほか、これまで臨時的な取扱いを随時お示ししておりますので、厚生労働省ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

I 生活介護おける取扱い

生活介護において、今後もサービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるための取組として、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とする。

II 短期入所における取扱い

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。

なお、通常の実施により緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の実施を行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。

III 留意事項

上記I・IIの実施による報酬の算定を行う場合は、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得ること。

なお、利用者の同意について、必ずしも書面による同意確認を得る必要はなく、指定権者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。